

ふくしん職域サポートローン

令和5年12月1日

1. 商品名	ふくしん職域サポートローン
2. ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫と職域サポートプレミアム契約」を締結している事業所で働いている方 (経営者、従業員およびパート・アルバイト等の非正規社員の方も含まれます) ・信用上問題なく反社会的勢力に該当しない方 ・申込時年齢が満18歳以上で安定した収入のある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	<p>① 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金</p> <p>a.自動車関連資金 自動車購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b.教育関連資金 就学する学校等への納付金(最長1年分)、就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c.住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可 (ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内) ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れた無担保ローンの借換資金(借換えに伴う手数料を含む) ※当金庫の基金保証付きローンについては職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、無担保住宅ローンの借換資金に限る</p> <p>【対象外となるお使いみち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・個人間売買による購入費用 ・支払済資金(前記①b.教育関連資金 c.住宅・リフォーム関連資金は除く)
4. ご融資限度額	1,000万円以内(1万円単位)
5. ご融資期間	3ヵ月以上15年以内(1ヶ月単位)
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・通常金利 年2.40%(変動金利、保証料込み) ・当金庫で給与振込または年金振込のいずれかをご契約の方はさらに 0.1%金利優遇いたします ※通常金利 年2.40% - 0.1% = 2.30%

7. 支払方法	購入先へ振込 ※支払済資金は除く
8. ご用意頂く書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 運転免許証（表裏） （運転免許証を取得していない方は個人番号カード（表のみ）・パスポート・健康保険証 ・運転経歴証証明書・顔写真付住民基本台帳カード（表裏）） ※健康保険証の場合、ほかに住民票抄本や公共料金の領収書の提示をいただきます ・資金使途確認書類（振込用紙、見積書等） ※教育関連資金の付帯費用はパンフレットも可 ・年収確認書類 源泉徴収票等 （保証金額 100 万円を超える場合、または申込人が 18 歳 19 歳の場合は必要）
9. ご返済方法	<p>毎月元金均等、または元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヶ月毎、ご融資金の50%以内） ※元金据置（6ヶ月以内）のお取扱も可能です
10. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
11. 保証人	原則必要ありません
12. 担保	必要ありません
13. 手数料保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の際、ローン実行手数料がかかります ・一部繰上返済、期日前完済及び条件変更をされる場合手数料がかかる場合があります 詳細については「手数料一覧表」をご覧ください ・保証料は金利に含まれます
14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店または営業推進部 （電話：024-523-3664）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置</p> <p>当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談室（電話：024-515-5009）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。</p>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口受付の他、FAXおよびインターネット（パソコン、スマートフォン）の申込も可能です ※その他、詳しくは窓口または渉外係までお問い合わせください